

委員会提出議案第 1 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年2月18日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 田代国広

熊本県議会議長 池田和貴様

## 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号」に改める。

第29条第1項中「職員をして」を「職員に」に、「調整させ」を「作成させ」に、「署名又は押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

県議会における押印を求める手続の見直し等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。